令和６年度第１回広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議　会議録（要旨）

１　**開催日時**　令和６年１１月１日（金）午後７時～午後８時３０分
２　**開催場所**　広島市役所本庁舎１４階第７会議室
３　**出席委員**　岡田会長、樋口副会長、荒木委員、磯邉委員、大盛委員、加賀谷委員、勝尾委員、栗栖委員、小畠委員、佐々木委員、田中委員、田村委員、寺村委員、中原委員、久岡委員（１８名中１５名出席）
４　**ｵﾌﾞｻﾞｰﾊﾞｰ**　広島県立総合精神保健福祉センター所長
５　**事 務 局**　健康福祉局障害福祉部長、健康福祉局精神保健福祉センター所長、健康福祉局精神保健福祉センター次長、健康福祉局精神保健福祉課長、健康福祉局精神保健福祉センター相談課長、健康福祉局保護自立支援課長、こども未来局青少年育成担当課長、教育委員会生徒指導課長、消防局救急課課長補佐（救急担当部長代理）
６　**議　　事**　議題１　広島市の自殺(自死)の現状等について
議題２　広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第３次）に係る取組について
７　**発言要旨**

区分	発言要旨
開会	
障害福祉部長	（挨拶）
	（新任である岡田会長・加賀谷委員・栗栖委員・小畠委員、田中委員自己紹介）
会長及び副会長の選出について	
事務局	（会長及び副会長の選出について説明）
久岡委員	会長に岡田委員を、副会長に樋口委員を推薦する。
	（異議なし）
事務局	賛同が得られたので、岡田委員は会長に、樋口委員は副会長に就任していただく。今後の議事進行は岡田会長にお願いする。
議題１　広島市の自殺(自死)の現状等について	
事務局	（資料 1-1～1-3 により説明）
加賀谷委員	自殺死亡率について、１０歳ごとの詳細なデータはあるのか。
事務局	データとしてはあるが、この場においては資料が手元にないためお答えすることができない。
岡田会長	広島市は令和６年の自殺者数が増えているようだが、これは全国的にも同じ傾向なのか。また、自殺の原因・動機について、令和５年はうつ病以外の精神疾患が増えているが、どのような疾患があるのか。
事務局	現時点では全国の詳細な状況は集計されていないが、傾向としては同じ状況にあると認識している。また、うつ病以外の精神疾患については主に統合失調症や依存症が含まれている。
岡田会長	令和６年は女性の自殺者数が増えているが、要因等は分かっているのか。
事務局	数値が公表されたばかりであり、要因等の把握や対策の検討はこれからであるので、委員それぞれの立場での意見や現場の実態を教えていただければ、検討の

区分	発言要旨
	際に参考にさせていただきたい。
荒木委員	自殺死亡率が令和３年以降高くなってきているが、これは新型コロナウイルスの影響であるのか。また、中高年層と高齢者層の自殺死亡率がこの２年高くなっているが、市はどのような認識か。
事務局	明確にはお答えできないが、人との接触機会の減少や、自宅での滞在時間が長くなることによりうつ状態になった方もいると聞いているので、新型コロナウイルスの影響も少なからずあると思う。中高年層と高齢者層の自殺死亡率の上昇については、推測ではあるが生活への不安や社会情勢への不安が背景にあるのではないかと考えている。また、国は、令和６年の自殺対策白書を先日公表したところであるが、担当者からは「自殺の背景には複合的な要因があるが、物価高が影響しているのではないか」とのコメントがあった。
議題２　広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第３次）に係る取組について（資料 2-1、2-2）	
事務局	（資料 2-1、2-2 により説明）
加賀谷委員	ＭＬＢ教育に養護教諭は関わっているのか。
事務局	授業は担任とスクールカウンセラーが行っているが、養護教諭も授業内容を把握し、児童生徒の相談相手として重要な役割を担っている。
磯邉委員	国では小中高生の自殺者数が高水準である中、広島市が減少傾向にあることは教育委員会や学校の取組の効果が出ているのだと思う。また、道徳の授業の中で「生命の尊さ」や「よりよく生きる喜び」について触れるようだが、音楽や美術などが人間の危機を救うこともあるので、これらも取り上げてはどうか。
事務局	道徳には、内容に応じて様々な題材があるので、いただいた御意見を踏まえ、こどもたちの実態に合わせながら、関係課と連携して道徳の充実に向けて検討していきたい。
田中委員	小学校６年生ではアンガーマネジメントについて触れるようだが、こどもを怒らせてしまう大人にも原因がある中で、自殺予防の観点を踏まえると、こどもが怒りを抑えないといけないのかなと疑問に思う。
事務局	授業では、怒ることは誰にでもある中、その怒りが爆発しそうになった場合、どのような行動を取ればトラブルに発展しないかということに主眼を置いている。
磯邉委員	怒ったり泣いたりという感情は人間に普通にあることなので、それがいけないということはない。大事なことはその次の行動であり、自分が今怒っているということを認識することである。
田村委員	事務局からの説明の中で、こどもが授業で習ったことを生かして教員に相談した結果、未然にトラブルを防ぐことができた事例の紹介があったが、具体的に教えてほしい。
事務局	希死念慮を持っていたある生徒が友達に、希死念慮を持っている人たちとＳＮＳで繋がっており、今度集まって実行する機会があるので行こうと思うという話

区分	発言要旨
	をした際、話を聞いた友達が教員に相談し、学校から保護者に連絡した上で本人から話を聞き、未然にトラブルを防ぐことができたという事例である。
中原委員	相談を受けた教員は精神科の専門ではない中で、どのように対応するかなどのフォローはしているのか。また、ＭＬＢ教育は不登校の子にはどのように実施しているのか。
事務局	学校は組織で対応することを基本にしているので、相談を受けた教職員は速やかに管理職などに報告し、学校全体で対応方針を決めている。不登校の子へのＭＬＢ教育について、実例は少ないが、１人１台配付しているタブレット端末でＭＬＢ教育の授業の様子を見ることができるようにしている学校もあると聞いている。
磯邉委員	気にかけるべきこどもの基準などはあるのか。
事務局	こどもの置かれた状況、様子などから、こどもの気持ちを理解する感度を高めていくことについては、教育委員会や学校もその重要性について十分認識しており、研修等を通じて向上に努めているところである。
磯邉委員	こどもの自死の要因として家庭問題が挙げられるが、勉強ができないことで進路に悩んだり、人間関係のトラブルに発展することも多いと思うので、学業不振に注目してはどうかと思う。
事務局	学業不振も含め、進路に向けた不安や悩みを抱える子は多いと思うので、参考にさせていただきたい。
寺村委員	アンガーマネジメントは、一般的に怒りをコントロールするというイメージで、元々はアメリカで犯罪を起こした人への更正プログラムが元になっている。自殺対策としては、抑えるのではなく、溢れそうな思いを抱え込まずに出すことの大切さを教える必要がある中で、人に伝える言葉を選ぶ方法を教えてしまうと、こどもたちは制御する、予防するというように捉えてしまうおそれがある。一般企業でもアンガーマネジメントを研修プログラムに多く取り入れているが、それは上司が部下に対してパワハラ的にならないためや、従業員が同僚に対してどのように自分をコントロールしていくかを教えることが目的であるため、こどもたちに教える手法としては、社会で通念使っているものとは少し違うのではないかと思う。
事務局	ＭＬＢ教育では、怒りが爆発しそうになった際、どのような行動を取ればトラブルに発展しないかということに焦点を当てているが、いただいた御意見を参考に、ＭＬＢ教育のさらなる充実に向けて検討したい。
勝尾委員	ＳＯＳを出すことができるこどもは増えているのか。端的に言えばＳＯＳは増えているのか。
事務局	自らＳＯＳを出せる子も増えてきているが、学校では、学校生活アンケートや教育相談など、ＳＯＳを出せる機会を様々設けており、本人だけでなく周りのこどもからも含め、ＳＯＳは着実に増えてきていると認識している。
議題２　広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第３次）に係る取組について（資料 2-3）	
事務局	（資料 2-3 により説明）
磯邉委員	依存症は本人が中々認めない傾向にあるので難しい病気であるが、特にアルコ

区分	発言要旨
	ール依存症は自死にも繋がりやすいので、これらの取組は今後も続けてほしい。
寺村委員	依存症対策は、社会生活から離れてしまった人が社会復帰を目指すということが多いと思う。そうした中、中高年層の自殺死亡率が近年高くなっていること、令和２年と令和５年の自殺の原因を比較すると勤務問題が２倍になっていることを踏まえ、今年度の中高年層への自殺対策の取組を具体的に教えてほしい。
事務局	精神保健福祉センターでは、ゲートキーパー研修という支援者向けの研修を行っている。
寺村委員	企業の担当者は医療に繋がってほしいという気持ちを持っているが、中々そこに行かないという悩みを抱えている。そうした中、ゲートキーパーや身近な同僚などに相談しやすい雰囲気づくりや、相談窓口の設置が大切である。また、労災の認定率も上がる中で、従業員数に関係なく全事業所のストレスチェック実施が義務化されるという報道もあったので、働く世代に対してどうアプローチしていくかが課題であり、それぞれの機関が連携し、様々な視点で協議できたら良いと思う。本日の資料からは働く世代である中高年層向けの具体策が見えてこなかったので、また取組状況を詳しく教えてほしい。
事務局	具体的な取組状況については、次回の３月の会議の時に報告させていただく予定である。
岡田会長	その他、うつ病・自殺対策の推進に関して、質問や意見はあるか。 （発言なし）
閉会	
岡田会長	最後に、事務局から連絡事項があれば伝えてほしい。
事務局	（次回の会議の開催予定等について事務連絡）

令和６年度第１回広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議

日時　令和6年11月1日(金)
午後7時～午後8時30分
場所　広島市役所本庁舎14階 第7会議室

次　　第

１　開会

２　会長及び副会長の選出

３　議事

議題１　広島市の自殺(自死)の現状等について
議題２　広島市うつ病・自殺(自死)対策推進計画（第３次）に係る取組について

４　閉会

【配付資料】
≪議題１関連≫
資料１－１　広島市の自殺(自死)の現状（その１）
１－２　広島市の自殺(自死)の現状（その２）
１－３　広島市の令和４・５・６年の月別自殺者数について

≪議題２関連≫
資料２－１　ＳＯＳの出し方に関する教育
２－２　ＭＬＢ教育（学級活動）指導案
２－３　広島市における依存症対策について

≪参考≫
参考資料１　自殺(自死)に関する統計資料の相違点について
参考資料２　広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議委員名簿
参考資料３　広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議開催要綱

資料１－１

広島市の自殺(自死)の現状（その１）

１　自殺者数及び自殺死亡率の推移（広島市）

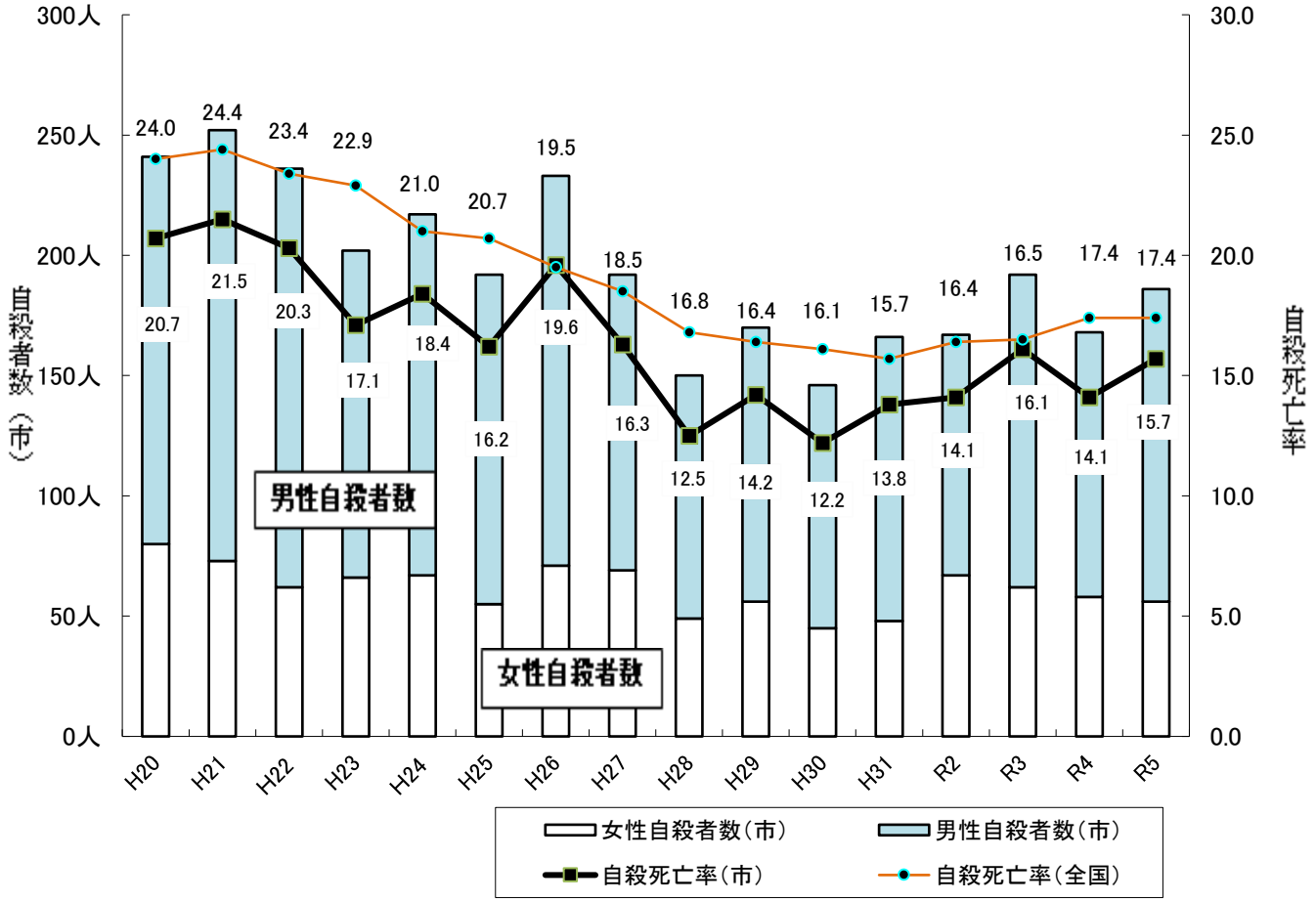

○自殺死亡者数の推移（広島市）

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
自殺者数(人)	241	252	236	202	217	192	233	192	150	170	146
自殺死亡率	20.7	21.5	20.3	17.1	18.4	16.2	19.6	16.3	12.5	14.2	12.2

年	H31	R2	R3	R4	R5
自殺者数(人)	166	167	192	168	186
自殺死亡率	13.8	14.1	16.1	14.1	15.7

※　自殺死亡率とは、人口 10 万人当たりの自殺者数のことをいう。

※　出典：人口動態統計（厚生労働省）をもとに作成。以下同じ。

資料１－１

２　全国平均及び政令指定都市の自殺死亡率（令和５年）

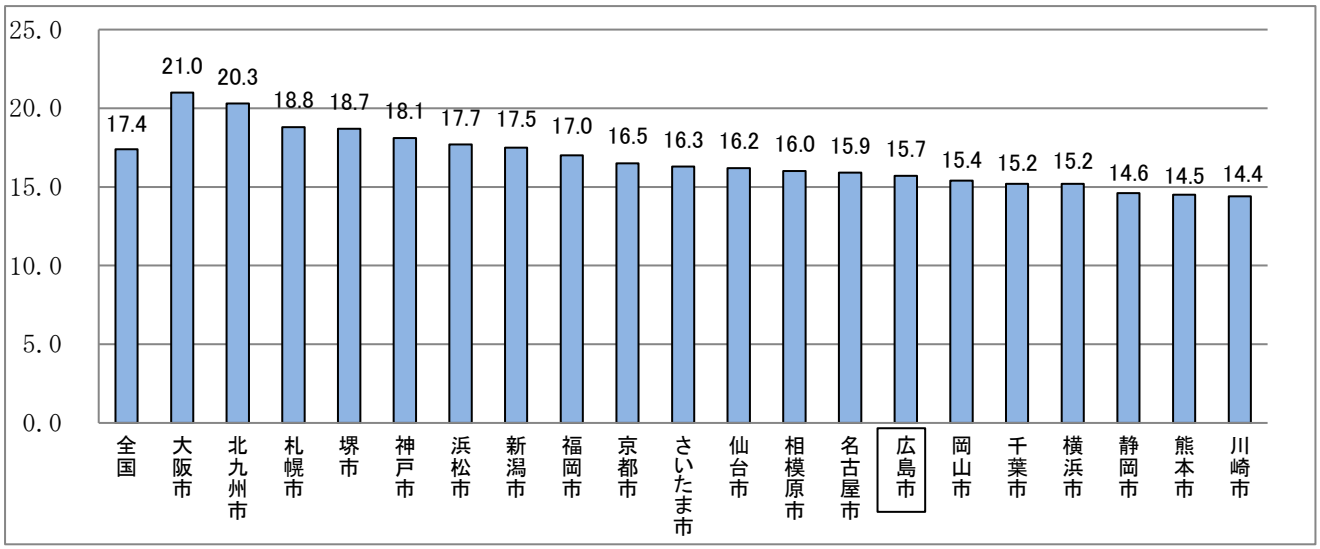

３　年代別自殺者数の推移（広島市）

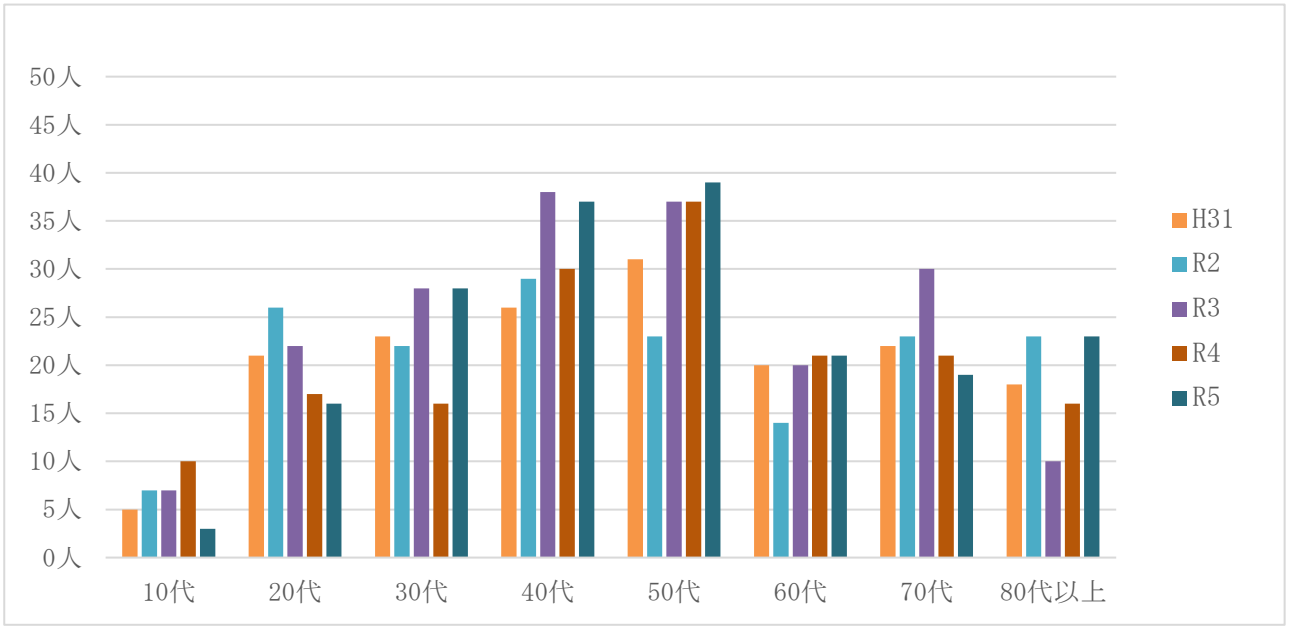

４　年齢層別自殺死亡率の推移（広島市）

資料１－２

広島市の自殺（自死）の現状（その２）

１　自殺（自死）の原因・動機の状況（広島市）（令和２年～令和５年）

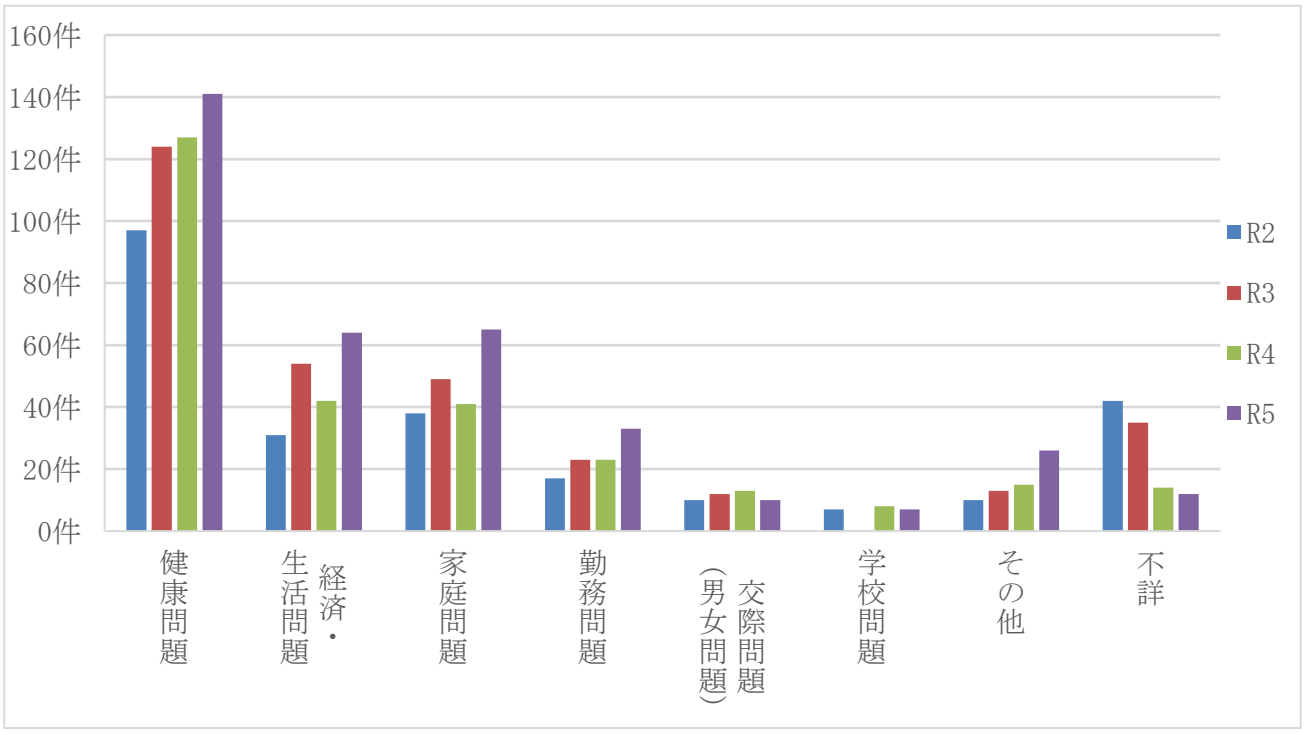

令和２年 (原因・動機を持つ者の計：210)	令和３年 (原因・動機を持つ者の計：275)	令和４年 (原因・動機を持つ者の計：269)	令和５年 (原因・動機を持つ者の計：346)
(1)健康問題　97	(1)健康問題　124	(1)健康問題　127	(1)健康問題　141
①うつ病　44	①うつ病　61	①うつ病　45	①うつ病　43
②身体の病気　18	②身体の病気　23	②その他の身体疾患　24	②その他の精神疾患　28
③その他の精神疾患　15	③その他の精神疾患　15	③その他の精神疾患　16	③その他の身体疾患　27
(2)家庭問題　38	(2)経済・生活問題　54	(2)経済・生活問題　42	④病気の悩み・影響（統合失調症）　19
①親子関係の不和　10	①生活苦　19	①生活苦　14	(2)家庭問題　65
②夫婦関係の不和　9	②負債（その他）　12	②負債（その他）　7	①夫婦関係の不和(その他の原因)　18
③家族の死亡　6	③負債（多重債務）　7	③負債（多重債務）　6	②親子関係の不和　8
(3)経済・生活問題　31	(3)家庭問題　49	(3)家庭問題　41	③家族の死亡　8
①生活苦　11	①夫婦関係の不和　13	①夫婦関係の不和(その他の原因)　10	④家族の将来悲観　6
②負債（その他）　7	②家族の将来悲観　10	②家族の将来悲観　9	(3)経済・生活問題　64
③失業　4	③親子関係の不和　8	③親子関係の不和　5	①生活苦　18
(4)勤務問題　17	(4)勤務問題　23	③家族の死亡　5	②負債（多重債務）　12
①仕事疲れ　6	①仕事疲れ　7	(4)勤務問題　23	③就職失敗　6
②仕事の失敗　5	②仕事の失敗　5	①仕事疲れ(その他)　6	(4)勤務問題　33
(5)男女問題　10	②職場の人間関係　5	②職場の人間関係(その他)　5	①仕事疲れ(その他)　10
(①失恋　4)	(5)その他　13	(5)その他　15	②仕事の失敗　5
(6)その他　10	(①孤独感　6)	①孤独感　7	(5)その他　26
(①孤独感　5)	(6)男女問題　12	②その他　6	①その他　11
(7)学校問題　7	①失恋　5	(6)交際問題　13	②孤独感　8
	②その他交際をめぐる悩み　4	①失恋　6	③犯罪発覚等　6
	(7)学校問題　／	②不倫・浮気　4	(6)交際問題　10
		(7)学校問題　8	(7)学校問題　7

資料１－２

※　出典：警察庁自殺統計原票データを厚生労働省自殺対策推進室において特別集計した資料を基に作成。以下、資料１－２において同じ。
※　令和４年１月より自殺統計原票が改正され、項目の細分化や追加が行われた。（小項目が 52 分類から 75 分類に増加した。）
※　自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。また、令和３年までは遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき３つまで、令和４年からは遺書等に加え家族の証言等から考えられる原因・動機を自殺者一人につき４つまで計上可能としているため、原因・動機別自殺者数の和と自殺者の総数とは一致しない。
※　数値が３以下の場合、又は数値を表示することによって秘匿された数値が明らかになる場合は、個別の自殺(自死)者の識別を防ぐとともに秘密を保護するため、斜線としている。
※　原因・動機の態様については、以下のとおり。

（令和３年まで）

- 健康問題（身体の病気、うつ病、統合失調症、アルコール依存症、薬物乱用、その他の精神疾患、身体障害の悩み、その他）
- 経済・生活問題（倒産、事業不振、失業、就職失敗、生活苦、多重債務、連帯保証債務、その他の負債、借金の取立苦、自殺による保険金支給、その他）
- 家庭問題（親子関係の不和、夫婦関係の不和、その他家族関係の不和、家族の死亡、家族の将来悲観、家族からのしつけ・叱責、子育ての悩み、被虐待、介護・看病疲れ、その他）
- 勤務問題（仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ、その他）
- 男女問題（結婚をめぐる問題、失恋、不倫の悩み、その他交際をめぐる悩み、その他）
- 学校問題（入試に関する悩み、進路に関する悩み、学業不振、教師との人間関係、いじめ、学友との不和、その他）
- その他（犯罪発覚等、犯罪被害、後追い、孤独感、近隣関係、その他）

（令和４年から）

- 健康問題（悪性新生物、てんかん、その他の身体疾患、うつ病、統合失調症、アルコール依存症、薬物乱用、摂食障害、その他の精神疾患、身体障害の悩み、認知機能低下の悩み、その他）
- 経済・生活問題（事業不振、失業、倒産、就職失敗、生活苦、多重債務、連帯保証債務、ギャンブル他、その他の負債、借金の取り立て苦、奨学金の返済苦、自殺による保険金支給、その他）
- 家庭問題（DV、不倫・浮気、その他の原因による夫婦関係の不和、親子関係の不和、そのほかの家族関係の不和、家族の死亡、家族の将来悲観、介護・看病疲れ、子育ての悩み、家族からのしつけ・叱責、家族・同居人からの身体的虐待、家族・同居人からの心理的虐待、家族・同居人からの性的虐待、家族・同居人からのネグレクト、その他）
- 勤務問題（上司とのトラブル、その他の職場の人間関係、役割・地位の変化等、その他の職場環境の変化、長時間労働、その他の仕事疲れ、解雇・雇い止め、取引先とのトラブル、仕事の失敗、過重なノルマ・ノルマの不達成、性別による差別、その他）
- 交際問題（失恋、不倫・浮気、結婚に関する悩み、交際相手からの暴力（DV 被害）、ストーカー行為等、その他）
- 学校問題（学業不振、入試に関する悩み、入試以外の進路に関する悩み、いじめ、いじめ以外の学友との不和、教師との人間関係、性別による差別、その他）
- その他（犯罪被害、犯罪発覚等、SNS・インターネット上のトラブル、性的少数者であることの悩み・被差別、孤独感、近隣との関係、後追い自殺、家族・同居人・交際相手以外からの虐待・暴力被害、その他）

資料１－２

２　自殺(自死)の職業別の状況（広島市）（令和２年～令和５年）

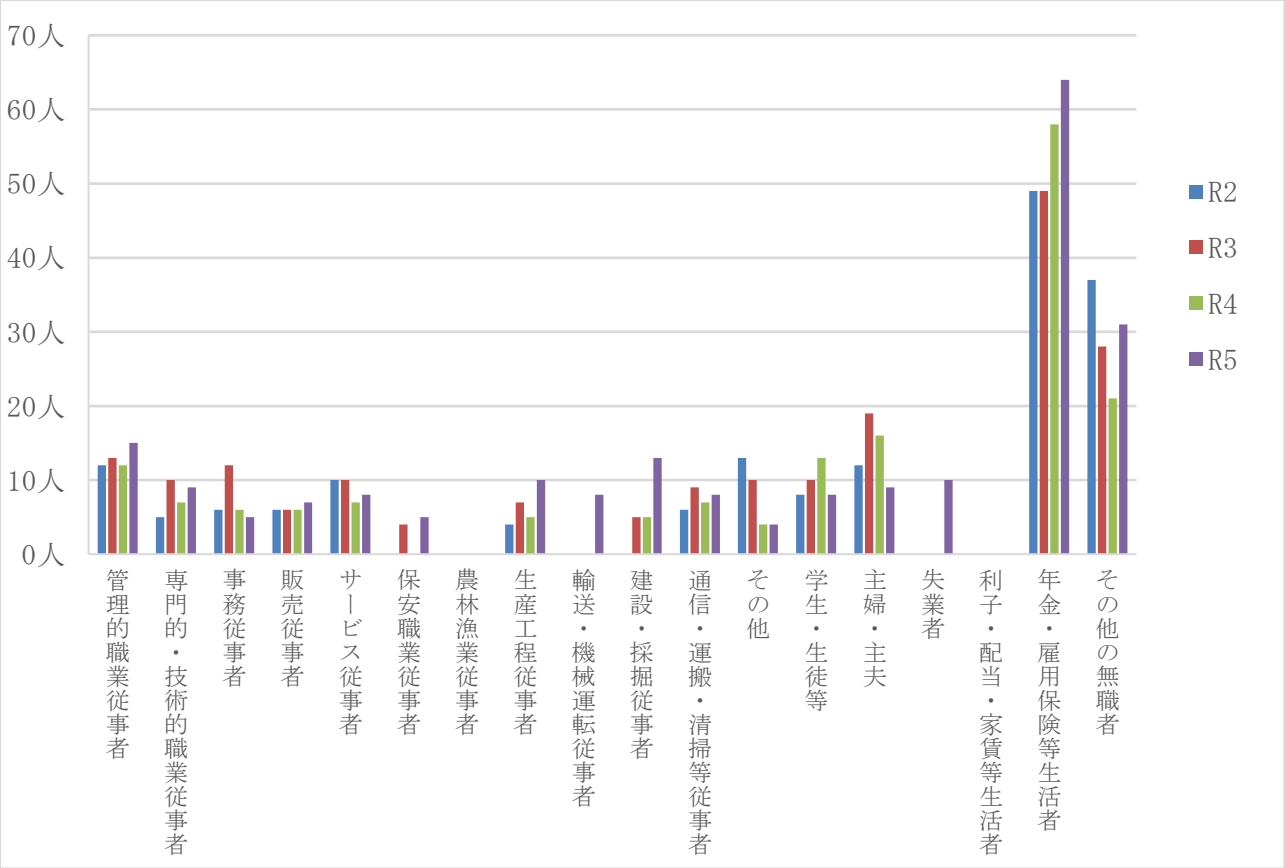

（単位：人）

職業／年		R2	R3	R4	R5
有職	管理的職業従事者	12	13	12	15
	専門的・技術的職業従事者	5	10	7	9
	事務従事者	6	12	6	5
	販売従事者	6	6	6	7
	サービス従事者	10	10	7	8
	保安職業従事者	0	4		5
	農林漁業従事者	0	0		
	生産工程従事者	4	7	5	10
	輸送・機械運転従事者		0	0	8
	建設・採掘従事者		5	5	13
	通信・運搬・清掃等従事者	6	9	7	8
	その他	13	10	4	4
有職計		63	86	62	94
無職	学生・生徒等	8	10	13	8
	無職者 主婦・主夫	12	19	16	9
	無職者 失業者				10
	無職者 利子・配当・家賃等生活者				
	無職者 年金・雇用保険等生活者（生活保護受給者・ホームレス含む）	49	49	58	64
	無職者 その他の無職者	37	28	21	31
無職計		107	118	120	123

※　令和４年１月より自殺統計原票が改正され、項目の細分化や追加が行われた。

※　数値が３以下の場合、又は数値を表示することによって秘匿された数値が明らかになる場合は、個別の自殺(自死)者の識別を防ぐとともに秘密を保護するため、斜線としている。

資料１－３

広島市の令和４・５・６年の月別自殺者数について

１　人口動態統計（厚生労働省）

厚生労働省の人口動態統計において１月から５月までの累計の自殺者数（令和４・５年は確定値、令和６年は速報値）を比較すると、令和６年は、令和５年より29人増加している。

なお、年代別で見ると、10代は２人増加、20代は５人増加、30代は５人増加、40代は１人減少、50代は４人増加、60代は３人増加、70代は７人増加、80代以上は４人増加している。

また、男女別でみると、男性は９人増加、女性は20人増加している。

（単位：人）

区分		１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	自殺死亡率
令和４年	月毎	16	13	10	14	17	17	11	13	15	13	13	16	14.1
	累計	16	29	39	53	70	87	98	111	126	139	152	168	
令和５年（A）	月毎	10	18	14	12	12	22	12	16	19	26	13	12	15.7
	累計	10	28	42	54	66	88	100	116	135	161	174	186	
令和６年（B）	月毎	17	18	16	27	17								
	累計	17	35	51	78	95								
増減数（B）－（A）	月毎	7	0	2	15	5								
	累計	7	7	9	24	29								

※ 速報値は、厚生労働省が公表している人口動態統計月報(概数)「(保管第７表)死亡数，都道府県・死因・性・年齢別」より

※ 速報値は、調査月の約５か月後に公表され、毎年９月に公表される確定数とは一致しない場合がある。

２　自殺統計（警察庁）

警察庁の自殺統計において１月から９月までの累計の自殺者数（令和４・５年は確定値、令和６年は速報値）を比較すると、令和６年は、令和５年より23人増加している。

なお、年代別でみると、10代は３人増加、20代は４人増加、30代は８人増加、40代は５人減少、50代は２人減少、60代は８人増加、70代は７人増加、80代以上は同数。

また、男女別でみると、男性は５人減少、女性は28人増加している。

（単位：人）

区分		１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月
令和４年	月毎	17	13	9	17	21	17	13	15	16	15	12	16
	累計	17	30	39	56	77	94	107	122	138	153	165	181
令和５年（A）	月毎	9	20	12	16	11	23	15	16	16	26	15	12
	累計	9	29	41	57	68	91	106	122	138	164	179	191
令和６年（B）	月毎	18	14	18	28	17	21	17	10	18			
	累計	18	32	50	78	95	116	133	143	161			
増減数（B）－（A）	月毎	9	▲6	6	12	6	▲2	2	▲6	2			
	累計	9	3	9	21	27	25	27	21	23			

※ 警察庁から提供を受けた自殺統計原票データに基づいて、厚生労働省自殺対策推進室が毎月集計を行っている。

※ 速報値は、調査月の約２か月後に公表され、毎年３月に公表される確定数とは一致しない場合がある。

資料２－１

SOS の出し方に関する教育【自殺予防教育】

基本理念（目指す方向性）

◎　子どものレジリエンス（心の回復力）を高める
- 日常的に起こる小さな困難を乗り越える力を育む
- ストレスに対処する力、怒りをコントロールする力を育む

◎　ＳＯＳを出すことができる子どもを育成する
- 困った時に信頼できる人に助けを求める力を育む
- 友人から相談を受けた時に、信頼できる大人につなぐ力を育む

ＳＣと連携した授業で【ＭＬＢ教育】（ＭＬＢ：Making Life Better）

○　担任（Ｔ１）、ＳＣ（Ｔ２）による授業
○　小学校５、６年生
　　中学校１、２年生　｝で実施
　　高等学校１、２年生
※　事前準備
　　ＳＣによる教員対象の研修実施

〔内容〕
○　小学校５年生
- こころが苦しい時の対処（ストレスマネージメント）

○　小学校６年生
- アンガーマネージメント

○　中学校１年生
- ストレスマネージメント

○　中学校２年生
- 深刻な悩みを聞いたときの対応（友人の危機への対応）

○　高等学校１年生
- 深刻な悩みを聞いたときの対応（家出をしたいと訴える友人の危機への対応）

○　高等学校２年生
- 深刻な悩みを聞いたときの対応（SNS で死にたいと訴える友人の危機への対応）

※　相談機関の紹介（全学年）

各教科の授業の中で

道徳（※　学習指導要領から）
○　小学校
　Ｄ　主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること。
　［生命の尊さ］
　［よりよく生きる喜び］（第５学年及び第６学年）
○　中学校
　Ｄ　主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること。
　［生命の尊さ］
　［よりよく生きる喜び］
○　心の参観日
- 看護師による授業

保健体育（※　学習指導要領から）
○　小学校　体育（G保健）
　（１）　心の健康
　ア　心の発達及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、簡単な対処をすること。
○　特別支援学校　小学部　体育（G保健）
　３段階　健康な生活に必要な事柄
　イ　健康な生活に必要な事柄について工夫するとともに、考えたことや気付いたことなどを他者に伝えること。
○　中学校　保健体育（保健分野）
　（２）　心身の機能の発達と心の健康
　ア　心身の機能の発達と心の健康について理解を深めるとともに、ストレスへの対処をすること。
○　特別支援学校　中学部 保健体育（H保健）
　２段階　健康・安全に関する事項
　イ　自分やグループの健康・安全についての課題を見付け、その解決のために友達と考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。

日常的な学校生活の中で

子どものレジリエンス（心の回復力）の育成
○　行事等での達成感
○　ボランティア活動～人に感謝する心や奉仕の喜び
○　日常の問題解決の経験
○　個々の“強み”を意識
○　基本的な生活習慣の確立・維持
○　日々の係り活動や家庭での役割の遂行
○　規則的な運動習慣

ＳＯＳを出すことができる子どもの育成
○　子どもの人間関係づくり推進プログラムの実施
　　協同学習、コミュニケーション活動・相談活動、ピア・サポート的交流活動、ライフスキル教育
○　ライフスキル教育で学んだスキルを日常生活で活用
○　教育相談の実施
○　生活アンケート（いじめのアンケート）の実施
※　「相談したらいいことがあった」という体験

資料２－２

第２学年　ＭＬＢ教育（学級活動）指導案

１　題材　「悩みがあって当たり前」

学級活動　⑵　日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

ウ　思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応

２　題材について

⑴　生徒の実態（略）

⑵　題材設定の理由

中学校段階の生徒の成長の過程における主な特徴としては、思春期に入り親や周りの友達と異なる自分独自の内面の世界があることに気付いていくことや、自我の目覚めや心身の発達により自主独立の要求が高まることなどが挙げられる。そうした中、自分だけが悩みを抱えていると思っている生徒や、その悩みを一人で抱え込んでいる生徒もいる。また、自己の生き方に不安を抱き、自己を見失う生徒もおり、また、挫折や失敗によって、自信のない生き方をしている生徒も少なくない。こうした時期であるため、今の自分さえよければよいといったように自分自身の成長の可能性を自ら閉ざすことなく、他者とのかかわりの中でよりよく生きるという自覚を伴って成長していくことができるようにすることが大切であることからこの題材の設定をした。

３　指導のねらい

- 悩みを抱えているのは自分だけではないことを知る。
- 悩みを抱えたときに信頼できる人（家族、友達、教員、相談機関など）に、助けを求める力を育む。
- 友人から相談があったときに、一人で抱え込むのではなく、相談内容に応じて、周囲の大人にSOSを出すことができる力を育む。

４　評価の観点と本評価規準

観点	よりよい生活を築くための知識・技能	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度
ＭＬＢ教育評価規準	学校生活や家庭などで起きる自己の悩みなどの解決に向けて取り組むことの意義を理解し、適切な意思決定を行い実践し続けていくために必要な知識や対処の仕方を身に付けている。	自己の悩みなどの解決に向け、多様な意見を基に、自ら対処方法を選択し、根拠をもって意思決定することができる。	学級や学校生活をよりよくするために、他者と協働して自己や仲間の悩みなどの解決に向けて粘り強く取り組んだり、他者を尊重してよりよい人間関係を形成しようとしたりする態度を養う。

５　本時の指導と生徒の活動

⑴　題材　「　悩みがあって当たり前　」

⑵　本時のねらい

○　悩みは誰でも抱えていることや、相談先として様々な機関があることを知る。

○　友人から悩み打ち明けられたとき、相談内容によっては、信頼できる誰かに相談する方法を持つことができる。

資料２－２

⑶　本時の展開

	活動の内容	指導上の留意点		資料	◎目指す生徒の姿と評価方法
		Ｔ１（学級担任）	Ｔ２（ＳＣ）		
活動の開始	１　悩みは誰しもが持っていることを理解する。 ※ワークシート「悩みがあって当たり前」を配布する。	・　スクールカウンセラーを紹介する。 ・　クイズ第１問「中学生の約何%が悩みを抱えていると思いますか?」について、生徒に答えを予想させる。 ・　個人で予想させ、ワークシートの回答欄①に記入させる。 答え　約８０%	・　自己紹介をする。 ・　Ｔ１の質問に答える生徒の表情を見ながら、クラスの雰囲気を掴むとともに、気になる生徒の反応を注視する。	ワークシート① パワーポイント	
	２　同年代の悩みについて知る。	・　クイズ第２問「中学生の悩みの原因第1位～3位をあててみよう！」について生徒に答えを予想させる。 ・　個人で予想させ、ワークシートの回答欄②に記入させる。あまり時間をかけずに答え合わせをする。 答え 1位　勉強・進路 2位　自分の外見や性格 3位　学校生活	・　机間指導し、生徒が書いていることや表情などの反応を見る。	ワークシート② パワーポイント	
	・　スクールカウンセラーの説明を聞く。	・　パワーポイントで説明する。	・　悩みがあって当たり前であることの説明をする。	パワーポイント 「悩みがあって当たり前」	
活動の展開	３　友人から深刻な悩みを聞いたときの対処法を考える。	・　事例を紹介し、内容を把握させる（事例に入る女子生徒の名前については、学級の状況等に配慮し設定する）		「みんなで考えてみましょう」	
	本時の目標　　深刻な悩みを聞いた時どうするかみんなで考えよう。				
		・　発問「もしあなたがBさんだったら、Aさんの悩みを誰かに「伝える」、「伝えない」、どちらを選択しますか？また選択した理由も書きましょう。」	・　クラス全体を観察し、表情等からあとからアプローチする生徒を決めておく。		
	※　伝えるか伝えないかを自分の考えではなく、『Bさんだったら』と置き換えることで考えを伝えやすくする。				

	・　個人で考える。 ・　グループで考える。 ・　全体で交流する。	・　個人で考えさせ、ワークシートの回答欄③④を記入させる。 ・　黒板にネームプレートを貼らせ、自分の考えや立場を明確にさせる。 ・　「伝えた」、「伝えなかった」と回答した各生徒の考えを聞くとともに、ネームプレートを中心付近に置いた生徒の考えも聞き、葛藤する気持ちを全体で共有させる。 ※　ここでは「伝えない」という考えも肯定的に受け止めるようにする。 ・　各グループの考えを、グループシートにまとめさせる。 ・　グループシートを黒板に貼り、全体で出た意見を確認させる。	・　机間指導などでの支援や助言等を記載する。 ・　グループ内でどんな話をしているのか、机間指導しながら意見の変容等を確認する。	ワークシート③④ ネームプレート グループシート	
活動のまとめ	4　スクールカウンセラーの話を聞き、本時の学習を振り返る。	・　ワークシート解答欄⑤に記入させる。 ・　困ったときに信頼できる人などに助けを求めたり、友人から相談があった場合、相談内容に応じて一人で抱え込むのではなく、周囲の大人に SOS を出したりすることができるよう、実践していくことが大切であることを伝える。	・　悩みを相談された時の対処方法や、相談できる大人への繋ぎ方について、説明をする。	ワークシート⑤ 「深刻な悩み相談をされた時の対処方法、相談できる人や手段の選択肢」について	・　自己の悩みなどの解決に向け、多様な意見を基に、自ら対処方法を選択し、根拠をもって意思決定することができる。（思考・判断・表現）＜記述＞

板書参考例（予想される回答）

伝える

理由：一人では抱えきれない。友達のためにも大人に伝える。

伝えない

理由：誰にもいってほしくないと言われたので。友達との秘密を守る。

資料２－２

６　資料等

・パワーポイント
・ワークシート
・ネームプレート（なければ生徒が直接黒板に自分の名前を書く。）

７　板書計画

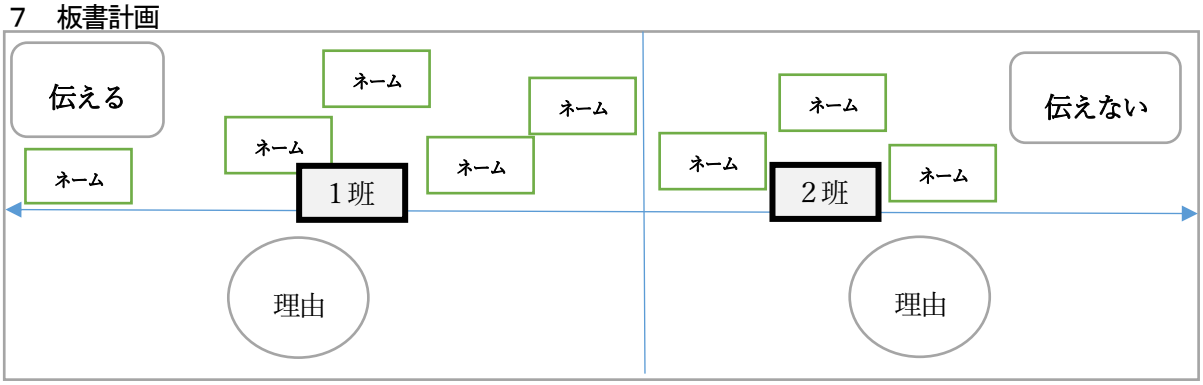

資料２－２

「悩みがあって当たり前」

１.「中学生年代は悩みがあって当たり前」について

（SC の話の例）

中学生の時期は、みんなも知っているように「子どもから大人への変化の時」です。身体が大きく変わっていくけれど心がついていかなかったり、誰かを好きになってドキドキしたり、自分の成績や家族のこと、友達のことなども、今までより客観的に見えるようになってきたりします。

これまで親や先生から正しいと言われていたことに疑問を持つこともあるでしょうし、仲の良かった友達から裏切られたような気持になることもあるでしょう。人と比較して、自分の容姿や性格にコンプレックスを持つ人もいるかもしれません。思うようにいかないことも多いし、こんなはずじゃなかったということもあるでしょう。

そんな時、「親は勉強のことばっかり言うけど、自分はこう思う」と主張したり、「友達とべったりだったから、少し距離を取ろうかな」と距離を取ったり、「私は私でいいんだ。これも個性」と自分なりに折り合いをつけることができるようになるまでには、あれこれ悩みますよね。

悩むことはとても大事なことで悪いことではありません。人それぞれ悩みはあるし、心が苦しい時があります。心が弱いからでもないし、ダメな人間だからでもありません。むしろ生きていることの証で、悩めるようになったことは、苦しいけれど大きな成長です。

（約 1 分 30 秒）

ポイント

＜中学生の発達と心の成長＞

○子供から大人への変化の時
○体の変化に心がついていかない
○誰かを好きになる気持ち
○見えないものが見えてくる
○親や先生など大人から与えられた自分から、より自分らしい自分への再構成の時期

＜伝えたいこと＞

◎誰にでも悩みはあるし、心が苦しい時がある
◎悩むことは大事なことで悪いことではない
◎悩めるようになったことは大きな成長

資料２－２

みんなで考えてみましょう。

同じ中学校に通う（A さん）と（B さん)、クラスは違いますが、同じ小学校出身で家も近く、何でも話ができる関係です。日頃から、部活終わりの下校中や、携帯電話、SNS などで勉強や家族のこと、クラスでの友達関係などの悩み事をお互い相談していました。

ある日（A さん）から、(B さん）に「このことは、絶対に誰にも言わないでほしい」というまえおきがあり、「学校や家でのストレスがたまり、何もかもがいやになる。」と聞かされました。

(B さん)「何もかもって、何がいやなん？」

(A さん)「何もかもって、何もかもよ。」

(B さん）は、家に帰り一人で悩みます。

１週間がたち、２週間がたちました。(A さん）の表情はどんどん暗くなっていきます。悩んだ（B さん）はどうしたでしょうか？

あなたがＢさんだったら、

誰かに　伝える？　伝えない？

それぞれ理由を書きましょう。

伝えると答えた人は（　　）に誰に相談するのか記入しましょう。

資料２－２

２．「深刻な悩み相談をされた時の対処方法、相談できる人や手段の選択肢」について

＊葛藤を共有する話し合いが、どのように流れたかにもよりますが・・・

（SC の説明例）

友達から、この架空事例のような深刻な悩みを打ち明けられた時、どうしようかとても迷いますね。そのことを、みんなが一生懸命考えている姿を見て、とても心強く思いました。

この架空事例の場合、A さんが自分の気持ちを信頼できる B さんに伝えることができたこと、B さんもその気持ちをしっかり受け止めてあげていることは、とても素晴らしいと思います。受け止めてもらった A さんは、「少し話せてすっきりした。話してよかった」と思っているかもしれません。

では、受け止めた B さんの気持ちはどうでしょうか。「話してくれてよかった」「誰にも言わないでおこう」「でも１人で抱えておくのは不安だなあ。まだ苦しそうだなあ」「やっぱり誰かに相談したほうがいいのかなあ」・・・なんとなく気持ちが重たくなっているかもしれません。

はじめにも言ったように、中学生の時期には、誰にでも心が苦しい時があります。でも、どんなに苦しくても、必ず状況は変化していきます。その間、いろいろな方法でしのぐこともできます。そんなことを友達と一緒に考えながら、必要と思ったら、ぜひ信頼できる先生や大人に繋いで欲しいなと思っています。

『きづいて　よりそい　うけとめて　しんらいできる大人に　つなげよう』という言葉があります。皆さんは知っていますか？　頭文字を取ると『教室（きょうしつ）』です。

実際には、どの先生や大人が信頼できるか、その判断も悩むところですよね。みんなの周りには、いろいろな先生や大人がいます。信頼できる先生もたくさんいますし、学校には私のようなスクールカウンセラーもいます。学校では相談しにくい人は、おうちの人に話したり、信頼できる相談機関に電話やラインで相談する方法もあります。相談機関には、専門的な勉強をした大人がいます。相談機関のリストは、後で先生に配ってもらいますね。

信頼できる先生や大人は、みなさんよりも経験をたくさん積んでいる分、そんな時どうしたらいいか、解決方法を知っているかもしれません。解決は難しくても、一緒に考えて、必要ならどこかに繋いでくれるかもしれません。

先生や大人に繋ぐとき、「他の人の意見も聞いてみよう」「一緒に行こう」という声掛けをするのもいいですね。それが難しい時には、「友達のことで心配している」と代わりに相談するのもいいかもしれません。

自分の大切な友達のことを一番に考えて、しっかり判断して行動してほしいなと思っています。

（約４～５分）

ポイント

＜伝えたいこと＞

◎生徒が友達のことを思った時、どうすることが大切なのか主体的に考えていることを評価する

◎誰にでも心が苦しい時はあるが、どんなに苦しくても必ず終わりがある

◎『きづいて　よりそい　うけとめて　しんらいできる大人に　つなげよう』

◎大切な友達のために、信頼できる先生や大人に繋ぐ勇気を持つ

◎信頼できる相談先

◎信頼できる先生や大人に繋ぐ方法

資料２－３

広島市における依存症対策について

１　目的

依存症対策については、「アルコール健康障害基本法」、「再犯防止等の推進に関する法律」、「IR 推進法」、「ギャンブル等依存症対策基本法」など国の法整備が進む中、医療機関や精神保健福祉センター等の関係機関が連携し、それぞれの役割に応じた包括的な支援を提供することで、依存症者や家族等の地域におけるニーズに総合的に対応することが求められている。

このため、本市では、令和２年度に精神保健福祉センターに依存症相談拠点を設置し、相談機能の強化や関係機関との連携体制の構築など総合的な相談支援体制を整備することなどにより、依存症対策の一層の推進を図っている。

２　第３次計画に係る令和５年度の取組状況

⑴　医療提供体制

県選定専門医療機関の連携会議への参加及び連携の協力を行う。

⑵　依存症相談の実施

アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症問題について相談支援を行うため、本人や家族を対象とした相談窓口を設置し、医師による依存症専門相談を実施するとともに、専門医療機関や保護観察所、自助グループ等の関係機関と十分な連携体制を構築するため、依存症相談員（保健師・心理療法士）を２名配置している。また、より身近な各区地域支えあい課においても精神保健福祉相談員による相談支援を実施している。

【令和５年度実績】電話相談３８７件、面接相談　２２３件

⑶　ギャンブル等依存症回復プログラムの実施

ギャンブル等依存症からの回復支援のため、認知行動療法プログラムを実施した。

【令和５年度実績】１２件

⑷　依存症支援者研修会の開催

保健、医療、福祉、司法関係者など、依存症関連問題を抱える本人や家族等から相談を受ける支援者を対象に、各種依存症の特性を踏まえた正しい知識及び適切な対応方法の習得を目的とした研修会を開催した。

【令和５年度実績】参加者数６３人（うち精神保健福祉相談員資格取得講習会受講生３９人）

⑸　普及啓発

依存症者等が依存症であるという認識を持ちにくいことや社会からの偏見を恐れて相談に繋がりにくいという現状を解消するため、市民を対象に、講演会やリーフレット等の配布を行い、依存症は誰もがなり得る「疾患」であること等を周知する普及啓発活動を行う。

ア　依存症講演会の開催

市民に対する普及啓発として、アルコール、薬物及びギャンブル依存の問題について、毎年テーマを変えて実施しており、令和５年度は「適正飲酒を知ろう～飲酒に伴うリスクとアルコール依存症について～」をテーマに開催した。

【令和５年度実績】出席者数３２人

イ　パネル展示等

- 中国財務局多重債務相談窓口と協力し、ギャンブル等依存症問題啓発週間（５月）に合わせ、商業施設でのパネル展示を実施した。
- 広島市競輪事務局のホームページや「二十歳を祝うつどい」にて配布するチラシ（広島市競輪事務局作成）に相談窓口を紹介した。

⑹　家族のための依存症教室の開催

自助グループ等の民間団体と連携し、依存症関連問題を抱える人の家族を対象とした依存症に関する正しい知識や適切な対応方法を習得するための家族教室を開催した。

【令和５年度実績】定員１０名程度で全６回コースを実施し、延べ参加者数は２４人

⑺　依存症関係機関連携会議の開催

依存症関連問題を抱える本人等への包括的な支援を実施するため、行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関が密接に連携し、地域における依存症に関する情報や課題等を共有している。

【令和５年度実績】１６機関２１人が参加

参考資料１

自殺(自死)に関する統計資料の相違点について

・　自殺(自死)に関する主な統計資料として、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の２種類がある。各統計資料は下表のとおり相違点があり、公表される自殺者数も異なっている。
・　本市では、自殺者数の経年変化、他都市との比較や自殺者数等の公表を行う際には、厚生労働省の「人口動態統計」を用いており、自殺(自死)の原因・動機等の分析を行う際には、警察庁の「自殺統計」を用いている。]

項目	人口動態統計（厚生労働省）	自殺統計（警察庁）
調査票	人口動態調査の死亡票	自殺統計原票
作成者	医師 （医師が作成した死体検案書を基に、市区町村が人口動態調査死亡票を作成）	警察官
調査方法	・医師が、遺体を診察し、死亡年月日、死亡の原因、死因の種類等を判定する。 ・自殺(自死)の手段及び状況等について、死体検案書の「外因死の追加事項」欄に記入することになっているが、伝聞、推定情報の場合でも可能とされている。 【医学的な調査】	・警察官が、遺体の外表から判断される死因だけではなく、遺体の発見された場所、遺族や発見者等の関係者に対する聴取、遺書の有無等、死亡の背景事情を含めた調査によって死因の種類等を判定する。 【捜査機関による社会的な事実の調査】
集計方法	警察官（遺体の検視または調査） ↓ 医師（遺体の検案、死体検案書の作成） ↓ 遺族等（死体検案書を添付して死亡の届出） ↓ 市区町村（届書に基づき人口動態調査死亡票の作成） ↓ 保健所（死亡票の受付・送付） ↓ 都道府県（死亡票の受付・送付） ↓ 厚生労働省（死亡票の集計、人口動態統計年報・月報作成）	警察官（遺体の検視または調査） ↓ 都道府県警察本部（自殺(自死)事例の報告） ↓ 警察庁（自殺(自死)事例の全国集計）
調査対象	日本における日本人	総人口（日本における外国人も含む。）
調査時点	住所地（住民票がある市町村）を基に死亡時点で計上	発見地を基に遺体発見時点（正確には認知）で計上
事務手続き	・自殺(自死)、他殺、事故死のいずれか不明の時は自殺(自死)以外で処理。 ・死体検案書について作成者から自殺(自死)の旨訂正報告がない場合は、自殺(自死)に計上しない。	・捜査等（遺体発見時以降の調査等）により、自殺(自死)であると判明した時点で、自殺統計原票を作成し、計上している。
把握できる内容	・自殺者数について過去からの長期データがある。 （本市の統計部局が保有している資料からは、昭和 42 年以降の自殺者数が把握可能。）	・市区町村別の自殺者数が公表されたのは平成21年以降であり、短期間のデータしかない。 ・「同居人の有無」、「職業」、「場所」、「手段」、「原因・動機」、「自殺未遂歴の有無」等、詳細なデータがある。(個人情報保護の観点から公表不可のデータもある。)
公表時期	・各月の自殺者数等について、約５ヶ月後に速報値を公表 ・確定数は翌年９月頃に公表	・各月の自殺者数等について、約２ヶ月後に暫定値を公表 ・確定数は翌年３月頃に公表
本市における主な利用方法	・自殺者数及び自殺死亡率の推移 ・男女別・年代別・年齢層別の自殺者数及び自殺死亡率の推移 ・全国平均及び政令指定都市の自殺死亡率 ・年齢層別の自殺(自死)の死因順位	・年代別の自殺(自死)の原因・動機の状況 ・自殺未遂歴の有無別自殺(自死)の状況

参考資料２

広島市うつ病・自殺（自死）対策推進連絡調整会議委員名簿

（５０音順・敬称略）

氏名	所属・役職等
天野　純子	広島県医師会　常任理事
荒木　清希	広島市社会福祉協議会　常務理事
磯邉　省三	広島文化学園大学人間健康学部スポーツ健康福祉学科 特任教授
大盛　航	広島大学病院精神科　外来医長・リエゾン医長
岡田　剛	広島大学大学院医系科学研究科精神神経医科学　特定教授
加賀谷　有行	広島市医師会　常任理事
勝尾　康彦	広島市精神保健福祉家族会連合会　理事
栗栖　和子	広島市民生委員児童委員協議会　副会長
小畠　由香	広島県臨床心理士会　会長
佐々木　栄治	広島県警察本部生活安全部人身安全対策課　課長補佐
田中　美千子	中國新聞社　編集委員室委員
田村　達辞	広島県精神神経科診療所協会　会長
寺村　清美	広島産業保健総合支援センター　産業保健専門職
中原　良子	広島弁護士会　弁護士
西本　尚士	広島商工会議所　事務局長
樋口　啓子	広島いのちの電話　理事・電話相談事業委員長
久岡　桂子	広島県看護協会　訪問看護事業局長
山埜　典文	広島労働局労働基準部健康安全課　課長

※　令和６年１１月１日時点

参考資料３

広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議開催要綱

（開催）

第１条　本市においてうつ病・自殺(自死)対策を総合的に推進するため、広島市うつ病・自殺(自死)対策推進連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を開催する。

（連絡調整）

第２条　連絡調整会議においては、次に掲げる事項について、各委員が意見交換等を行うものとする。

(1) うつ病・自殺(自死)対策に関する調査及び分析に関すること。

(2) うつ病・自殺(自死)対策に関する関係・関連事業の実施状況に関すること。

(3) うつ病・自殺(自死)対策の基本方針及び推進計画に関すること。

(4) その他うつ病・自殺(自死)対策の推進に関して必要な事項

（構成）

第３条　連絡調整会議は、うつ病・自殺(自死)対策にかかわる関係機関若しくは関係団体に属する者又は学識経験者のうちから市長が依頼する者の出席をもって開催する。

２　前項の場合において、市長は、３年間継続して連絡調整会議に出席することを依頼するものとする。この期間経過後、引き続き連絡調整会議に出席することを依頼する場合も同様とする。

（会長及び副会長）

第４条　連絡調整会議に会長及び副会長各１人を置き、出席者の互選によってこれを定める。

２　会長は、連絡調整会議を進行する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　連絡調整会議は、市長が必要と認めるときに開催する。

（専門分野別会議）

第６条　市長は、連絡調整会議の出席を依頼している者のうちから専門分野ごとに出席者を選んで、専門分野別会議を開催することができる。

２　専門分野別会議に会長を置き、出席者の互選によってこれを定める。

（庶務）

第７条　連絡調整会議の庶務は、健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課において処理する。

２　専門分野別会議の庶務は、専門分野別会議に関係の深い本市の関係課の中から、市長が指定するものにおいて処理する。

（委任規定）

第８条　この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議及び専門分野別会議の運営に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

参考資料３

附　則

この要綱は、平成１８年９月１１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

１　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に改正前の広島市うつ病・自殺対策推進協議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第３条第２項の規定により市長から委員に依頼されている者は、改正後の広島市うつ病・自殺対策推進連絡調整会議開催要綱（以下「新要綱」という。）第３条第１項及び第２項の規定により連絡調整会議への出席を依頼されたものとみなす。この場合において、その依頼されたものとみなされる者に対して連絡調整会議への出席を継続して依頼する期間は、新要綱第３条第２項の規定にかかわらず、施行日における旧要綱第４条第１項の規定による委員として任期の残任期間と同一の期間とする。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。